

幼稚園・認定こども園（1号教育利用）をご利用のみなさんへ



幼児教育・保育の無償化と 宮古市の独自支援について

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

宮古市では、国の無償化制度の対象とならない方に対しても、独自の軽減支援を行います。
国の制度と市の独自支援策による実際の支援の内容と必要な手続き等について、次のとおりご案内します。ただし、市の独自支援を利用できるのは、宮古市民に限ります。

- 満3歳から就学前までの全ての期間で、幼稚園等の利用料（保育料）が無料になります。
併せて、副食費も月額4,900円を超えない範囲で軽減します。

◆ 3歳以上の副食費（おかず・おやつ代）は、保育料から切り離され実費徴収されることになりましたが、その費用についても月額ひとり4,900円を上限として市が支援します。ただし、長期休暇等、通常の利用以外のものは除きます。

- 必要な手続きは、「副食費の給付を受けるための認定申請（子どものための補足給付認定申請）」です。
園を通じて必要な書類をお届けします。

◆ 保育料については、国の制度による無償になりますが、在園中の方は新たな手続きは必要ありません。（自動的に無償となります。）

◆ 副食費については、保護者に代わって園が市に請求する方法をとるため、通常、保護者の負担はありません。副食費の金額が月額4,900円を超えた場合のみ、その差額が保護者に請求されます。（園が定める副食費の額によって変わります。）

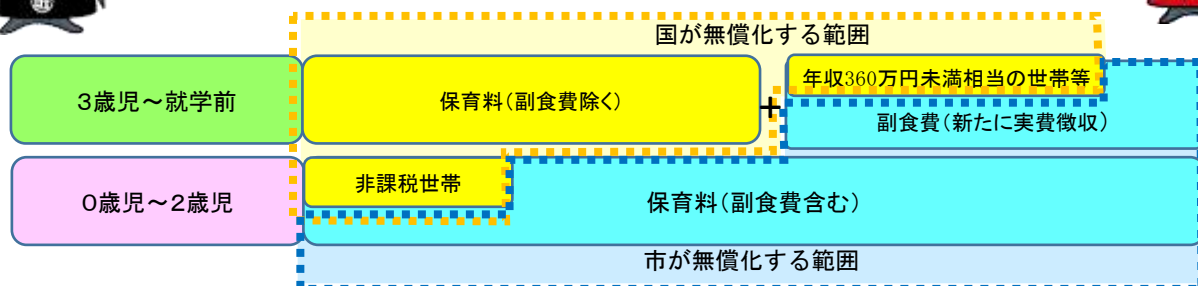
◆ 認定申請について、国の制度による無償化対象なのか、市の補足給付の申請対象なのかを園を通じてお知らせします。申請が必要な方には園を通じてご案内します。

◆ 行事費、教材費、通園バス利用料などは、これまでどおり保護者の負担となります。

宮古市の軽減支援の基本的な考え方



- ① 新たに負担することになる **副食費への支援**
- ② 園の無償化の対象とならない **0歳児～2歳児まで対象年齢を拡大**



お問い合わせ：宮古市こども家庭センター 保育係 電話68-9088